

有料職業紹介基本契約書

*****株式会社（以下、甲という）と株式会社CADネットワークサービス（以下、乙という）は、乙による甲への職業紹介業務に関し、契約条項の通り有料職業紹介基本契約を締結する。

****年 **月 **日

甲

印

乙

印

本契約締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名捺印の上各一通を保有する。

〔契約の条項〕

第1条（委託事項）

甲は乙に対し、人材活用に関する紹介業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（乙の業務内容）

前条において乙が受託した業務は、乙が甲の人材採用計画の内容を的確に把握したうえで、乙の機能を十分に発揮して、甲のニーズに合致した人材を紹介することを指すものとする。

第3条（紹介料）

乙が甲に対して紹介した人材について、甲が採用を決定した時は、採用決定した人材（以下「採用決定者」という。）について、「採用決定に関する覚書」（以下「覚書」という。）を締結し、甲が乙に支払う紹介料を決定するものとする。

前項で定める紹介料は、採用決定者の初年度年収〔月額給与（超過勤務手当・通勤手当を除く）の12ヶ月分と想定賞与額を合算した額〕の30%とする。

乙は、甲に対し、採用決定者が甲において勤務を開始した日（以下「入社日」という。）に、前項記載の紹介料を請求するものとする。

採用決定者が本人の責に帰すべき事由による解雇、または自己都合により下記の期間内に退職した場合、乙は、下記の金額を甲に返還しなければならないものとする。

入社日から1ヶ月未満で退職した場合・・・・・・紹介料の80%

入社日から2ヶ月未満で退職した場合・・・・・・紹介料の50%

入社日から3ヶ月未満で退職した場合・・・・・・紹介料の30%

第4条（支払い方法）

乙は甲に対し、第3条に基づき紹介料を請求するものとし、甲は乙の請求に基づき覚書記載の期日までに、乙の指定する銀行口座に紹介料を振り込むものとする。

第5条（契約解除）

甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何等の催告なしに本契約の全部または一部を解除することができるものとする。

相手方が振り出した手形もしくは小切手が不渡り、または金融機関からの取引停止の処分を受けたとき。

監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けたとき。

第三者より仮差押・差押・仮処分・強制執行等を受け、契約の履行が困難と認められるとき。

破産の申立・会社更生の申立・特別精算開始の申立および民事再生手続き開始の申立があったとき。

解散の決議をしたとき、他の会社と合併したとき、または営業の全部を譲渡したとき。

甲または乙は、相手方が本契約に違反したときは、本契約の全部または一部を解除することができるものとする。

第 6 条（通知義務）

甲および乙は、本契約で特に規定を設けた事項の他、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに相手方に通知するものとする。

第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当したとき。

住所・代表者・商号、その他取引上の重要な変更が生じたとき。

第 7 条（機密保持）

甲乙両者は、お互いに本契約遂行により知り得た文書、図面、その他に記載され、もしくは電磁的または光学的に記録された事項および相手方の得た情報を一切外部に開示・漏洩しないとともに、従業員に対してもこの趣旨を徹底させ遵守させることとする。

2. 機密保持の規定に関しては、本契約および個別契約の終了または解約後といえども 5 年間有効とする。

第 8 条（反社会勢力の排除）

甲及び乙は自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を以てするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 甲又は乙が前項の確約に反して、暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することが出来る。

第 9 条（合意管轄）

本契約および覚書に関する一切の係争については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

第 10 条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より 1 年間とする。

ただし、期間満了の 1 ヶ月までに甲・乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、さらに 1 年間契約を更新するものとする。また以後も同様とする。

第 11 条（疑義事項）

本契約に関し、疑義が生じた場合および本契約に定めのない事項については、甲・乙双方で誠意を以って協議し決定するものとする。